



平成31年3月11日

各 位

会社名 株式会社スタジオアリス
代表者名 代表取締役社長 牧野 俊介
(コード番号：2305 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 中井 俊宏
(TEL. 06-6343-2600)

(開示事項の経過) 富士フィルム株式会社による当社株式(証券コード2305)に対する買付け等における事業提携開始日等の確定に関するお知らせ

平成31年2月7日付「富士フィルム株式会社との資本提携を伴う事業提携契約の締結並びに、富士フィルム株式会社による当社株式(証券コード2305)に対する買付け、当社主要株主らによる当社株式の売出し及び、主要株主及びその他の関係会社の異動(予定)に関するお知らせ」において一部未定であった事項について、その内容が確定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 事業提携

提携開始日 平成31年3月15日(予定)

2. 株式の売出し(売出要領)

受渡期日 平成31年3月15日(予定)

3. 主要株主及びその他の関係会社の異動

異動予定日 平成31年3月15日(予定)

(参考)

上記に記載した事項以外については、別紙の平成31年2月7日付「富士フィルム株式会社との資本提携を伴う事業提携契約の締結並びに、富士フィルム株式会社による当社株式(証券コード2305)に対する買付け、当社主要株主らによる当社株式の売出し及び、主要株主及びその他の関係会社の異動(予定)に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

〔別紙〕



平成31年2月7日

各 位

会社名 株式会社スタジオアリス
代表者名 代表取締役社長 牧野俊介
(コード番号：2305 東証第一部)
問合せ先 経営企画室長 中井俊宏
(TEL. 06-6343-2600)

会社名 富士フイルム株式会社
代表者名 代表取締役社長 助野健児

富士フイルム株式会社との資本提携を伴う事業提携契約の締結並びに、富士フイルム株式会社による当社株式(証券コード2305)に対する買付け、当社主要株主らによる当社株式の売出し及び、主要株主及びその他の関係会社の異動(予定)に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、富士フイルム株式会社(以下「富士フイルム」という。)との間で、資本提携を伴う事業提携契約を締結することを決議いたしました。

加えて、当社の主要株主である筆頭株主かつ、その他の関係会社である株式会社トーランス・ジャパン(以下「トーランス・ジャパン」という。)、当社の主要株主かつ当社の取締役会長である本村昌次氏、その親族である株主2名(以下、トーランス・ジャパン、本村昌次氏、親族2名を併せて「売主ら」という。)より、当社に対し、売主らが保有する当社株式を市場外での相対取引により富士フイルムに譲渡する予定であるとの連絡を受けたところ、トーランス・ジャパン及び本村昌次氏の譲渡は売出しに該当しますので、下記のとおりお知らせします。なお、当該譲渡に関して、富士フイルムは、別添のとおり、当社株式を取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、富士フイルムの当社株式の取得により、下記のとおり、当社の主要株主及びその他の関係会社に異動が生じる予定となりましたので、お知らせいたします。

本資料は、富士フイルム株式会社(買付者)が当社(買付け対象会社)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

記

I 事業提携

1. 提携の理由

写真関連事業を更に強化していくことを目的に、両社の写真関連製品・サービス・技

術を相互に連携させ、新たな写真プリント需要を創出・獲得し、プリントビジネスを拡大していきます。

2. 提携の内容

(1) 事業提携

当社店舗及びネットを活用した国内協業による新たなプリント需要の創出、両社ラボ協業による生産コストダウンの推進、写真館ビジネスの海外展開推進を進めて参ります。

(2) 資本提携

富士フイルムは、当社の株主である売主らとの間で、本日付けで株式譲渡契約を締結し、その後速やかに、独占禁止法に基づく株式取得に係る事前届出を行い、同法に定める期間が経過した日の5営業日後の日又は株式譲渡契約当事者が別途合意した日において、当社株式2,800,000株（発行済株式数に対する割合16.29%）を取得する予定です。詳細については、下記Ⅲをご参照下さい。

3. 提携の相手先の概要

(1) 名 称	富士フイルム株式会社	
(2) 所 在 地	東京都港区西麻布2-26-30	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 助野健児	
(4) 事 業 内 容	イメージング ソリューション（カラーフィルム、デジタルカメラ、写真プリント用カラーペーパー・サービス・機器、インスタントフォトシステム、光学デバイス等）、ヘルスケア&マテリアルズ ソリューション（メディカルシステム機材、化粧品・サプリメント、医薬品、バイオ医薬品製造開発受託、再生医療製品、化成品、グラフィックシステム機材、インクジェット機材、ディスプレイ材料、記録メディア、電子材料等）の開発、製造、販売、サービス	
(5) 資 本 金	40,000百万円	
(6) 設 立 年 月 日	平成18年10月2日	
(7) 大株主及び持株比率	富士フイルムホールディングス株式会社 100%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	当社株式645,000株を保有しており、当社の第3位株主であります。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社は、富士フイルムの完全子会社である富士フイルムイメージングシステムズ株式会社と写真関連製品での取引があります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
純 資 産	1,355,124百万円	1,338,037百万円	1,326,357百万円
総 資 産	1,515,967百万円	1,549,852百万円	1,551,800百万円
1株当たり純資産	1,355,124,752.31円	1,338,037,641.21円	1,326,357,739.46円
売 上 高	509,527百万円	514,154百万円	538,345百万円
営 業 利 益	32,951百万円	47,808百万円	62,054百万円
経 常 利 益	58,068百万円	35,220百万円	78,896百万円
当 期 純 利 益	46,501百万円	25,108百万円	64,177百万円
1株当たり当期純利益	46,501,403.45円	25,108,936.85円	64,177,368.91円

※ 1株当たり配当金は、提携の相手先が非上場会社であり公表していないため非開示となっております。

4. 日 程

(1) 取締役会決議日	平成31年2月7日
(2) 契約締結日	平成31年2月7日
(3) 提携開始日	未定（富士フィルムは、当社の株主である売主らとの間で、本日付けで株式譲渡契約を締結し、その後速やかに、独占禁止法に基づく株式取得に係る事前届出を行い、同法に定める期間が経過した日の5営業日後の日又は株式譲渡契約当事者が別途合意した日において、当社株式2,800,000株を取得する予定です。当社は、当該取得と同時に富士フィルムとの事業提携を開始する予定です。）

5. 今後の見通し

今回の事業提携により、当社の業績には影響はありません。

II 株式の売出し

1. 売出要領

(1) 売出株式の種類及び数	当社普通株式 2,338,000株
(2) 売出価格	1株につき2,384円 売出価格については、売買当事者間における協議のうえ、決定されております。
(3) 売出価格の総額	5,573,792,000円
(4) 売出株式の所有者及び売出株式数	トーランス・ジャパン 538,000株 本村昌次 1,800,000株

(5) 売出方法	トーランス・ジャパン及び本村昌次氏による富士フィルムに対する、市場外での相対取引による当社普通株式の譲渡
(6) 申込期間	該当事項はありません。
(7) 受渡期日	富士フィルムは、当社の株主である売主らとの間で、本日付けで株式譲渡契約を締結し、その後速やかに、独占禁止法に基づく株式取得に係る事前届出を行い、同法に定める期間が経過した日の5営業日後の日又は株式譲渡契約当事者が別途合意した日において、当社株式2,800,000株（うち、2,338,000株が売出しによるものです。）を取得する予定です。
(8) 申込証拠金	該当事項はありません。
(9) 申込株数単位	1株
(10) その他	上記については、金融商品取引法による有価証券通知書を近畿財務局長宛に提出しております。

(注) 当社は、トーランス・ジャパン及び本村昌次氏より、本売出しと同時に、本村昌次氏の親族が保有する当社普通株式462,000株についても、その親族と富士フィルムとの間において市場外での相対取引による譲渡が行われる旨の報告を受けております。

2. 売出しの目的

上記Ⅰのとおり当社は、富士フィルムとの間で事業提携契約を締結することとし、これと合わせて、富士フィルムは、当社の株主である売主らと本日付けで株式譲渡契約を締結することから、関係法令に定める手続きとして、売出しにより譲渡を行うことを目的とするものであります。詳細については、下記Ⅲをご参照下さい。

Ⅲ 主要株主及びその他の関係会社の異動

1. 異動が生じる理由

上記Ⅰ.のとおり当社が富士フィルムと事業提携契約を締結することと合わせて、当社の株主である売主らより、当社に対し、売主らが保有する当社株式を富士フィルムに譲渡する旨の連絡がありました。

なお、富士フィルムは、売主らと本日付けで株式譲渡契約を締結し、その後速やかに、独占禁止法に基づく株式取得に係る事前届出を行い、同法に定める期間が経過した日の5営業日後の日又は株式譲渡契約当事者が別途合意した日において、当社株式を取得する予定です。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに主要株主及びその他の関係会社となる株主
上記 I - 3 をご参照ください。

(2) 主要株主でなくなる株主

(1) 氏名	本村昌次
(2) 所在地	大阪府吹田市
(3) 職業	会社役員

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 新たに主要株主及びその他の関係会社となる株主

	属性	議決権の数 所有株式数 (議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (平成30年8月31日現在)	—	6,450個 645,000株 (3.80%)	—	6,450個 645,000株 (3.80%)	第3位
異動後	主要株主及びその他の関係会社	34,450個 3,445,000株 (20.30%)	—	34,450個 3,445,000株 (20.30%)	第2位

(2) 主要株主でなくなる株主

	属性	議決権の数 所有株式数 (議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (平成30年8月31日現在)	主要株主	23,127個 2,312,700株 (13.63%)	—	23,127個 2,312,700株 (13.63%)	第2位
異動後	—	5,127個 512,700株 (3.02%)	—	5,127個 512,700株 (3.02%)	第3位

(注) 1. 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 219,250株
平成30年8月31日現在の発行済株式総数 17,185,650株
2. 総株主の議決権の数に対する割合は、小数点第三位を切り捨てております。

3. 異動前後の「議決権の数」および「大株主順位」は、平成30年8月31日現在の株主名簿を基準として算定しております。

4. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

当該主要株主及びその他の関係会社の異動により、富士フイルムが新たに非上場の親会社等に該当いたしますが、トーランス・ジャパンは当社の主要株主である筆頭株主、かつ当社の取締役会長である本村昌次氏が取締役を務める事業持株会社であり、当社への影響力が大きいと考えるため、開示対象となる非上場の親会社等は引き続きトーランス・ジャパンとなり、変更ございません。

5. 今後の見通し

現時点では特に記載する事項はありません。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

(参考) 当期連結業績予想（平成30年4月13日公表分）及び前期連結実績

(百万円未満切捨て)

	連結 売上高	連結 営業利益	連結 経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益
当期連結業績予想 (平成31年2月期)	41,150	4,610	4,600	2,550
前期連結実績 (平成30年2月期)	43,056	3,850	3,846	1,705

※ 平成30年2月期は決算期変更により14ヶ月決算となっております。

別添

2019年2月7日

各位

会社名 富士フイルム株式会社
代表者名 代表取締役社長 助野健児
問合せ先 経理部 部長 稲永滋信
(TEL. 03-6271-1111)

株式の取得に関するお知らせ

当社は、写真関連事業を更に強化していくことを目的として、株式会社スタジオアリス（以下「スタジオアリス」という。）の株式の取得について本日決定し、スタジオアリスの株主らと本日付けで株式譲渡契約を締結し、その後速やかに、独占禁止法第10条第2項に基づく株式取得に係る事前届出を行い、同条第8項に定める期間が経過した日の5営業日後の日又は株式譲渡契約当事者が別途合意した日において、スタジオアリスの株式の取得を行う予定であります。

なお、当該取得は金融商品取引法第167条第1項及び同法施行令第31条に規定する「公開買付けに準ずる行為として政令で定める買集め行為」に該当しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

取得に関する事項の内容

- | | |
|------------------|---|
| 1. 銘柄コード | 2305 |
| 2. 銘柄名 | 株式会社スタジオアリス |
| 3. 買付日（予定） | スタジオアリスの株主らと本日付けで株式譲渡契約を締結し、その後速やかに、独占禁止法第10条第2項に基づく株式取得に係る事前届出を行い、同条第8項に定める期間が経過した日の5営業日後の日又は株式譲渡契約当事者が別途合意した日 |
| 4. 取得株式数 | 2,800,000株 |
| 5. 総株主の議決権に対する割合 | 16.50% |

以上